

第1類 通 規

第1章 組合設立

○多摩六都科学館組合格約

(平成2年6月1日 許可)

改正	平成3年 5月 23日 許可	平成13年 1月 21日 許可
	平成4年 5月 15日 許可	平成19年 4月 17日 許可
	平成5年 12月 1日 許可	

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、多摩六都科学館組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市)

第2条 組合は、多摩北部都市広域行政圏（以下「圏域」という。）を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、圏域住民の生涯学習の推進を図り、圏域の文化の振興に寄与することを目的として、多摩六都科学館の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

(事務所の設置)

第4条 組合の事務所は、東京都西東京市芝久保町五丁目10番64号に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合に組合議会（以下「議会」という。）を置く。

2 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、10人とし、関係市から各2人を選出する。

(議員の選挙)

第6条 議員は、関係市の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

2 議員が、関係市の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

3 議員に欠員が生じたときは、その前任議員の属していた関係市の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

4 前項の規定により選出された議員の任期は、前任議員の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第8条 議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議長の任期による。

3 議長に事故あるとき、又は議員が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長のうちから互選する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。
- 4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(理事会)

第10条 組合に理事会を置き、理事をもって組織する。

- 2 理事は、関係市の長をもって充てる。
- 3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 議会に提案すべき議案に関すること。
 - (2) 組合の運営に係る基本的事項に関すること。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事会について必要な事項は理事会で定める。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、管理者が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期による。

(事務局及び職員)

第13条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置き、管理者が任免する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁)

第14条 組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の負担金は、議会の議決を経て、毎年度これを定める。

附 則

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合設立当初の議員は、第6条の規定にかかわらず、関係市の議会の議長が指名する者をもって充てる。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、議員の定数は、西東京市の設置の日から起算して2年間に限り12人とし、その期間において西東京市を除く関係市から各2人を選出し、西東京市から4人を選出する。

附 則 (平成3年5月23日許可)

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 15 日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 1 日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 21 日許可）

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 17 日許可）

1 この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、関係市の収入役の任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約改正後の多摩六都科学館組合同規約第 11 条の規定は適用せず、改正前の多摩六都科学館組合同規約第 11 条の規定は、なおその効力を有する。